

# ご家庭からの廃蛍光管を拠点回収します

今年度は、市内5ヶ所の生活環境事業所に加え、次のとおり、6つの区役所・2つの支所についても拠点回収を実施します。

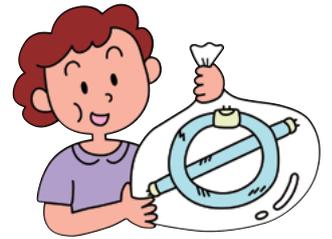
## <回収するもの>

家庭から排出される廃蛍光管（直管、丸管等）

## <回収しないもの>

白熱電球、割れた廃蛍光管、事業活動に伴って排出される廃蛍光管

## <回収場所・期間>



回収した廃蛍光管は大切な資源として水銀、アルミ、ガラス等にリサイクルされます。

### ●生活環境事業所（2ページ表1参照）

場 所	生活環境事業所
日 時	平成22年12月15日（水）～平成23年1月15日（土）
	9時～11時30分、13時30分～15時30分
	※日曜日と12月30日（木）～1月5日（水）を除く

### ●区役所

場 所	幸区役所・中原区役所・高津区役所・宮前区役所・多摩区役所・麻生区役所 （※川崎区役所では実施しません。）
日 時	1回目 平成22年12月25日（土）9時～12時
	2回目 平成23年1月22日（土）9時～12時

### ●支所

場 所	大師支所・田島支所
日 時	1回目 平成22年12月27日（月）9時～12時
	2回目 平成23年1月24日（月）9時～12時

問い合わせ先：環境局廃棄物政策担当 電話 044 (200) 2564

## <どこにあるの？>

スーパーマーケット、寝具店、自転車店、リサイクルショップ、コンビニエンスストア、電気店など、市内で約370店舗が認定されています。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30genryo/home/ecoshop/ekotop.htm>

または

川崎市リサイクルエコショップ

検索



このマークが目印です

問い合わせ先：環境局減量推進課 指導係 電話 044 (200) 2568